



福島医発第 1302 号 (地)
平成 30 年 8 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成30年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る介護保険の
第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について

平成30年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る第一号保険料の減免については、本年 7 月 20 日付 (福島医発第 1161 号 (地)) 等によりご連絡申し上げたところですが、今般、特別調整交付金の交付対象となる、当該被保険者に係る第一号保険料の減免の取扱い等についての事務連絡が厚生労働省より発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

特別調整交付金の交付対象となる保険料減免の基準は追って通知されることとされておりますが、当該事務連絡においては、保険料減免に係る具体的な基準等の予定について下記のとおり示されております。

【減免の対象となる被保険者及び減免額】 (予定)

保険料の減免額は、次の①から④までに掲げる第一号被保険者について、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 居住する住宅に損害を受けた第一号被保険者

減免額：当該者の第一号保険料の額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2 分の 1
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2 分の 1 を超えない範囲で 市町村が決定した額

② 属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者となり、又は重篤な傷病を負った
第一号被保険者

減免額：全部

③ 属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第一号被保険者

減免額：全部

④ 属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害貝割賞等により補填されるべき金額を控除した額）が平成29年中における当該事業収入等の額の10分の3以上である第一号被保険者（合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。）

減免額：【表1】で算出した第一号保険料額に、【表2】の平成29年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【表1】

対象保険料額＝A×B／C	
A：当該第一号被保険者の保険料額	
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る平成29年の所得の合計額	
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の平成29年の合計所得金額	

【表2】

平成29年の合計所得金額	軽減又は免除の割合
200万円以下であるとき（※）	全部
200万円を超えるとき（※）	10分の8 ただし、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部

※ 市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）において、他の社会保障制度における保険料減免基準額を勘案して境界額（200万円）を変更できることとし、この場合において、厚生労働大臣が当該境界額を変更した理由を合理的であると認めるときは、当該境界額以下の場合について、軽減又は免除の割合を全部とする。

なお、対象となる第一号保険料は、平成30年度分の保険料であって、災害救助法が適用

された日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料又は同期間に特別徴収される保険料となる予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 7 月 24 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る介護保険の
第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る第一号保険料の減免については、本年 7 月 9 日付（介 52）等によりご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より特別調整交付金の交付対象となる、当該被保険者に係る第一号保険料の減免の取扱い等についての事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

特別調整交付金の交付対象となる保険料減免の基準は追って通知されることとされておりますが、当該事務連絡においては、保険料減免に係る具体的な基準等の予定について下記のとおり示されております。

【減免の対象となる被保険者及び減免額】（予定）

保険料の減免額は、次の①から④までに掲げる第一号被保険者について、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 居住する住宅に損害を受けた第一号被保険者

減免額：当該者の第一号保険料の額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損 害 程 度	軽減又は免除の割合
全 壊	全 部
半壊・大規模半壊	2分の1
床 上 浸 水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1を超えない範囲で 市町村が決定した額

② 属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者となり、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

減免額：全部

③ 属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第一号被保険者

減免額：全部

④ 属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が平成 29 年中における当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上である第一号被保険者
（合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が 400 万円を超える者を除く。）

減免額：【表 1】で算出した第一号保険料額に、【表 2】の平成 29 年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【表 1】

対象保険料額＝ $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る平成 29 年の所得の合計額
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の平成 29 年の合計所得金額

【表 2】

平成 29 年の合計所得金額	軽減又は免除の割合
200 万円以下であるとき(※)	全部
200 万円を超えるとき(※)	10 分の 8 ただし、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込めない場合は、全部

※ 市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)において、他の社会保障制度における保険料減免基準額を勘案して境界額(200 万円)を変更できることとし、この場合において、厚生労働大臣が当該境界額を変更した理由を合理的であると認めるときは、当該境界額以下の場合について、軽減又は免除の割合を全部とする。

なお、対象となる第一号保険料は、平成 30 年度分の保険料であって、災害救助法が適用された日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料又は同期間に特別徴収される保険料となる予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について

(平 30. 7. 19 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)

事 務 連 絡
平成30年7月19日

高知県地域福祉部	}	御中
鳥取県福祉保健部		
広島県保健福祉部		
岡山県保健福祉部		
京都府健康福祉部		
兵庫県健康福祉部		
愛媛県保健福祉部		
岐阜県健康福祉部		
島根県保健福祉部		
福岡県保健医療介護部		
山口県健康福祉部		

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について

平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る第一号保険料（以下「保険料」という。）の減免については、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について」（平成30年7月6日付け厚生労働省介護保険計画課事務連絡）等によりお示ししているところですが、特別調整交付金の交付対象となる、当該被保険者に係る第一号保険料の減免の取扱い等について下記のとおり連絡しますので、貴管内保険者への周知等よろしくをお願いします。

記

I 特別調整交付金の交付対象となる減免基準について

- 1 平成30年7月豪雨により被災した被保険者に係る特別調整交付金の交付対象となる保険料減免の基準については、追って通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は別紙及び参考資料のとおりとする予定であること。
- 2 保険料の減免については、各保険者が条例に基づき行うものであり、災

害による減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例の整備が必要となること。

- 3 保険者が減免の要件に該当することが明らかであると認める場合については、被災した被保険者等に減免の意思を確認することをもって減免の申請があったものとみなすことも考えられること。また、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、被災した被保険者等に減免の意思を確認の上、遡って減免を行うことも考えられること。

(別紙)

○平成30年7月豪雨による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免に対する特別調整交付金の算定基準について

1 交付対象とする減免措置

特別調整交付金の交付対象となる減免措置は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の介護保険の第一号被保険者について、介護保険法(平成9年法第123号)第142条の規定に基づき定める条令により市町村が行ったものとする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①から④までに掲げる第一号被保険者について、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 平成30年7月豪雨(以下「豪雨」という。)によりその居住する住宅に損害を受けた第一号被保険者

当該者の第一号保険料の額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損 害 程 度	軽減又は免除の割合
全 壊	全 部
半壊・大規模半壊	2 分の 1
床 上 浸 水 ※上記に該当する場合を除く	2 分の 1 を超えない範囲で 市町村が決定した額

(注) 長期避難世帯(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに該当する世帯をいう。)に属する世帯の第一号被保険者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

② 豪雨による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となり、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

全部

③ 豪雨による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第一号被保険者

全部

④ 豪雨による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が平成29年

中における当該事業収入等の額の10分の3以上である第一号被保険者（合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。）

※具体的には、以下の（i）～（vii）となる。

- （i）収容交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000 万円（最大）
- （ii）特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円（最大）
- （iii）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円（最大）
- （iv）農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の 800 万円（最大）
- （v）居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円（最大）
- （vi）特定の土地（平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等であって所有期間が 5 年を超えるもの）を譲渡した場合の 1,000 万円（最大）
- （vii）上記の（i）～（vi）のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円（最大）

【表 1】で算出した第一号保険料額に、【表 2】の平成29年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【表 1】

対象保険料額＝A×B／C
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る平成29年の所得の合計額
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の平成29年の合計所得金額

【表 2】

平成29年の合計所得金額	軽減又は免除の割合
200万円以下であるとき（※）	全部
200万円を超えるとき（※）	10分の8 ただし、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込まない場合は、全部

※ 市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)において、他の社会保障制度における保険料減免基準額を勘案して境界額(200万円)を変更できることとし、この場合において、厚生労働大臣が当該境界額を変更した理由を合理的であると認めるときは、当該境界額以下の場合について、軽減又は免除の割合を全部とする。

(2) 対象となる第一号保険料

対象となる第一号保険料は、平成30年度分の保険料であって、災害救助法が適用された日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料又は同期間に特別徴収される保険料とすること。

なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料のうち、それぞれ次の保険料とすること。

- ① 資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、平成30年6月分以前の第一号保険料の納期限が災害救助法が適用された日以降に設定されている場合

平成30年7月分以降の保険料

- ② (1)の③に該当する場合であって、平成31年3月31日までの間にその行方が明らかとなったとき

行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料

3 第一号保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

介護保険の第一号保険料の軽減に伴う特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 災害救助法が適用された日から平成31年3月31日までの間に納期限がある第一号保険料の減免を行った場合に、特別調整交付金の交付対象とする予定であること。

- (2) この取扱いは、平成30年度の保険料についての取扱いであること。

平成30年7月豪雨に係る介護保険の第一号保険料の減免への特別調整交付金による財政支援について（概要）

<補助対象>

○ 以下の要件を満たす介護保険の第一号保険料へ減免を行った保険者に対して、特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

		今回の取扱い	原則
補助対象			
	・ 住宅の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1 床上浸水 ⇒ 2分の1を超えない額	損害金額及び所得要件あり ※損害の程度及び対象の被保険者等の 基準所得金額（合計所得金額200万 円）で軽減割合が異なる。
	・ 主たる生計維持者が ①死亡・行方不明の場合	○	○
	②障害者となった場合	○	○ ※軽減割合は9/10
	③重篤な傷病を負った場合	○	×
	・ 事業収入等の減少	・ 損失金額3/10以上 ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が対象 ※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なる。 <u>（一部要件緩和）</u>	・ 損失金額3/10以上 ・ 事業収入が対象 ※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額200万円）で軽減割合が異なる。
財政負担の要件		無し (3%未満でも可)	保険料賦課額の3%以上

※条例に基づいて行うものである必要がある。

<補助割合>

○ 減免額の10/10を支援することを検討中。（熊本地震の際も同様の対応を行っている）

<対象保険者>

○ 災害救助法が適用された**全市町村**

<期間>

○ この取扱いは、**平成30年度まで**とする。

別紙

災害救助法適用市町村・適用日一覧

	都道府県	市町村	適用日
1	岐阜県	高山市	7月6日
2		関市	
3		中津川市	
4		恵那市	
5		美濃加茂市	
6		可児市	
7		山県市	
8		飛騨市	
9		本巣市	
10		郡上市	
11		下呂市	
12		加茂郡坂祝町	
13		加茂郡七宗町	
14		加茂郡八百津町	
15		加茂郡白川町	
16		加茂郡東白川村	
17		大野郡白川村	
18	岐阜県	岐阜市	7月8日
19		美濃市	
20		加茂郡富加町	
21		加茂郡川辺町	
22	京都府	福知山市	7月5日
23		舞鶴市	
24		綾部市	
25		宮津市	
26		京丹後市	
27		南丹市	
28		船井郡京丹波町	
29		与謝郡伊根町	

30		与謝郡与謝野町	7月5日
31	兵庫県	豊岡市	7月5日
32		篠山市	
33		朝来市	
34		宍粟市	
35		赤穂郡上郡町	
36		美方郡香美町	
37		姫路市	7月6日
38		西脇市	
39		丹波市	
40		多可郡多可町	
41		佐用郡佐用町	
42		養父市	7月7日
43		たつの市	
44		神崎郡市川町	
45		神崎郡神河町	
46	鳥取県	鳥取市	7月6日
47		八頭郡若桜町	
48		八頭郡智頭町	
49		八頭郡八頭町	
50		東伯郡三朝町	
51		西伯郡南部町	
52		西伯郡伯耆町	
53		日野郡日南町	
54		日野郡日野町	
55		日野郡江府町	
56	島根県	江津市	7月6日
57	岡山県	岡山市	7月5日
58		倉敷市	
59		玉野市	
60		笠岡市	
61		井原市	
62		総社市	
63		高梁市	

64		新見市	7月5日
65		瀬戸内市	
66		赤磐市	
67		真庭市	
68		浅口市	
69		都窪郡早島町	
70		浅口郡里庄町	
71		苫田郡鏡野町	
72		英田郡西粟倉村	
73		加賀郡吉備中央町	
74		小田郡矢掛町	7月6日
75	広島県	広島市	7月5日
76		呉市	
77		竹原市	
78		三原市	
79		尾道市	
80		福山市	
81		府中市	
82		東広島市	
83		江田島市	
84		安芸郡府中町	
85		安芸郡海田町	7月6日
86		安芸郡熊野町	
87		安芸郡坂町	
88	山口県	岩国市	7月6日
89	愛媛県	今治市	7月5日
90		宇和島市	
91		大洲市	
92		西予市	
93		北宇和郡松野町	
94		北宇和郡鬼北町	
95	高知県	安芸市	7月6日
96		香南市	
97		長岡郡本山町	

98		宿毛市	7月7日
99		土佐清水市	7月8日
100		幡多郡三原村	
101		幡多郡大月町	
102	福岡県	飯塚市	7月5日

※ 「平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第 13 法】」

(平成 30 年 7 月 13 日内閣府 (防災担当)) をもとに作成